

## 明石川河川水からの水源転換事業の進捗状況について

水道局では、平成29年3月に策定した「明石市水道事業経営戦略」に基づき明石川河川水を廃止し、明石川浄水場を廃用とするため、その代替水源として、県営水道の増量受水及び阪神水道企業団（以下「企業団」という。）からの新規受水による取組を進めております。つきましては、その進捗状況について報告します。

### 1 県営水道からの増量受水

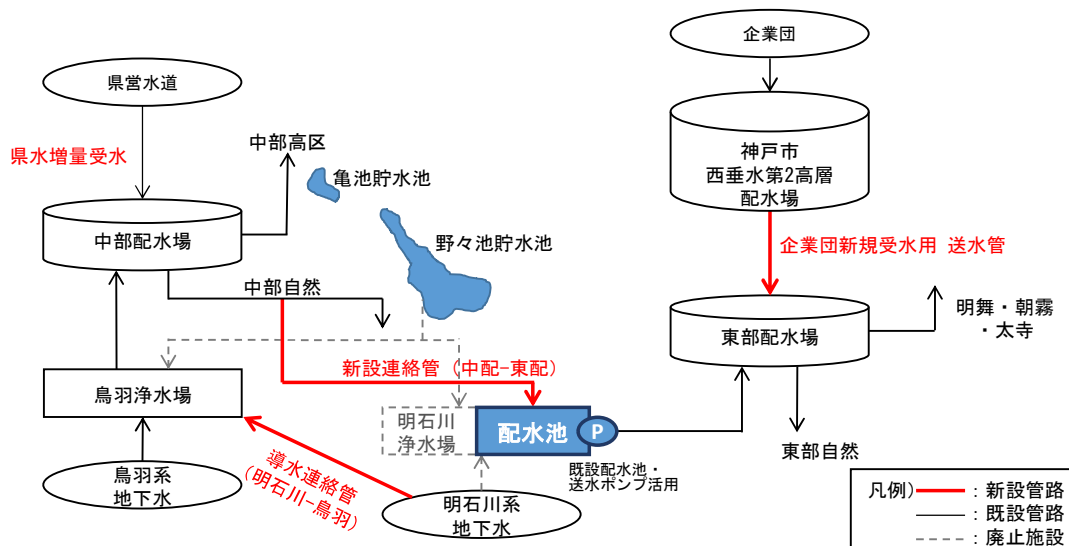
令和5年6月14日付けで、兵庫県企業庁と令和6年度から1日最大受水量を33,800 m<sup>3</sup>/日から47,650 m<sup>3</sup>/日へ増量する給水協定書を締結しました。

この増量受水分は、そのほとんどを中部配水場で受水し、東部配水場へ送水するもので、現在連絡管を施工中です。

### 2 企業団からの新規受水

令和5年6月12日付けで、令和7年度から新規受水するため、本市から企業団へ加入依頼を行いました。

企業団からの受水に関しては、本市から企業団施設までは距離があり、管路整備等の工事には莫大な費用と相当な期間を要するため、水道法第24条の3第1項に基づき、企業団が神戸市水道局に対し、神戸市の水道施設を利用して明石市へ送水する業務を委託する方法により、1日最大受水量14,400 m<sup>3</sup>/日を新規受水するものです。



### 3 水源転換に係る費用とその財源

#### (1) 施設整備費

水源転換に伴う新たな連絡管及び設備等の工事費等として、令和12年度までに総額で約34.5億円の事業費用を予定しております。

この事業費用に関しては、令和元年度に「水道広域化推進事業」として、一般会計が出資をした場合にその出資のうち60%が交付税措置される国の制度が創設されたことからこの制度を活用し、水道事業会計及び市全体として負担の軽減を図ります。

#### 【従来の制度】

水道事業会計負担 (100%) 34億5,000万円
----------------------------------



#### 【新たな制度（水道広域化推進事業）】

事業費総額：34億5,000万円	
一般会計からの出資 (50%) 17億2,500万円	水道事業会計の負担 (50%) 17億2,500万円
<b>負担削減効果額</b>	
一般会計負担 (40%) 6億9,000万円	交付税措置 (60%) 10億3,500万円

全額を市債で借入

#### (2) 企業団への加入負担金

企業団への加入に当たっては、企業団の取決めにより加入負担金（既存構成市の一般会計からの繰出金及び水道部局からの受水費により整備してきた企業団の水道施設に対する負担金相当額）が求められることとなり、その試算額は約18億円で、令和6年度及び7年度の2か年で分割支払いを行います。

#### (3) 受水費

水源転換に伴い新たに必要となる受水費の試算額は、以下のとおり

- ① 県営水道からの受水費 約4.7億円/年（増加分）
- ② 企業団からの受水費 約3.1億円/年（新規分）

### 4 今後のスケジュール

別紙スケジュール（案）のとおり